

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社グラファー 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号
工事等の名称	庁内手続き案内ナビゲーションガイド利用契約
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	利用料
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	月額 374,000円
工事等の概要	庁内手続き案内ナビゲーションガイドの利用契約
随意契約の理由	「庁内手続き案内ナビゲーションガイド」は、政府が策定した「自治体DX推進計画」の重点政策である総合的なフロントヤード改革の促進と、本市が策定した「松戸市行政デジタル化ビジョン」の3つの基本方針に掲げる「はなれていても つながる スマート市役所」、5つの基本的な考え方に掲げる「市民の利便性を向上させるデジタル化」をさらに推進する取組とし、パソコンやスマートフォンから、簡単な質問に答えるだけで、様々な手続きの方法や持ち物等を即座に案内するものであり、地方自治体と住民との接点の改革を進めるため、令和7年10月に導入したものである。 また、本システムは、「松戸市行政デジタル化ビジョン」の5つの基本的な考え方に掲げる「効率の追求を目指したデジタル化」の合理化・簡素化・時間短縮と、「人にやさしい、デジタル化」に掲げる、年齢等に影響しないサービスデザイン思考をふまえ、運用すべきシステムであり、以下の条件を満たす必要がある。 1 クラウド環境を活用したサービスであり、他の地方自治体も活用する機能や運用が標準化されたシステ

	ムであること。 2 市民一人ひとりに最適な情報提供が可能であり、分かりやすい結果表示や、市役所に来所しなくても手続きが可能なオンライン申請に誘導が可能なこと。 3 要件が複雑な手続きなどで、対象ではない市民が来庁してしまうことを事前に防ぐための、機能を有すること。 4 急な制度変更や関係部署が複数にまたがるような複雑な手続きでも、システム導入事業者が別途作業することなく、職員が管理・対応できること。 5 利用者からの評価やコメントを収集でき、定量的かつ客観的なエビデンスに基づく政策立案（EBPM）に寄与できること。 株式会社グラファーにあっては、上記条件を満たすとともに、本市の「庁内手続き案内ナビゲーションガイド」の導入事業者であり、クラウド環境での手続き案内システムの提供や、手続き場所ごとのやるべき手続きの一覧化、他のオンラインシステムでも手続き案内上に、オンライン申請システムのリンクを表示させ、オンライン申請に誘導することが可能である。 また、手続きにおける対象確認の判定ガイド機能、職員による手続きの内容や質問事項のアップロード機能、利用者からの5段階評価と、コメントを収集できるアンケート機能が実装されている唯一の事業者である。 さらに、企業として、行政手続きに特化した豊富な機能や、業務において人的なミスを防ぐ仕組み、利用者視点のインターフェースを備えており、セキュリティ対策においても、ISMS・ISMS クラウドセキュリティ・Pマークの認証を取得しており、高い信頼性と品質を確保している。 よって、本業務にかかる業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、株式会社グラファーを相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者からのみ見積を徴するものとする。
--	---